

ニッセンレン法人JCBカード会員規約

本規約をよくお読みの上、カードをご利用ください。本規約に承認いただけない場合は、直ちにカードを返却し入会申込みの撤回又は脱会ができるものとします。

<一般条項>

第1条（法人会員とカード使用者）

- (1) 法人会員とは、本規約を承認の上、株式会社ニッセンレンエスコート（以下「当社」という）にカード会員として入会を申込みし、当社が審査により適当と認めた法人、その他の団体及び個人事業主をいいます。
- (2) カードの使用者として法人会員によって指定され、かつ本規約を承認のうえカードを申込み当社が審査により適当と認めた方をカード使用者といいます。
- (3) 法人会員とカード使用者を会員といいます。
- (4) 法人会員はカード使用者が本規約に基づきカード利用を行う一切の権限を授与するものとします。なお、法人会員はカード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消し又は無効等の消滅事由がある場合には、第16条(5)所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできないものとします。

第2条（連帯責任）

- (1) カード使用者は、法人会員と連帯して債務履行の責任を負うものとします。
- (2) 連帯保証人は、法人会員と連帯して債務履行の責任を負うものとします。
- (3) カード使用者相互間は連帯して債務履行の責任を負うものとします。

第3条（カード貸与）

- (1) 本規約に定めるクレジットカード（以下「カード」という）は株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）との提携に基づいて、JCB カード機能を有する「ニッセンレン法人 JCB カード」とします。
- (2) 当社は、会員に対し本条(1)のカードを会員1名につき1枚発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。
- (3) カード使用者は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意義務（以下「十分な注意」という）をもってカードを使用、保管するものとします。
- (4) カードはカード使用者のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入、担保提供等をする行為はできません。

第4条（有効期限、更新）

- (1) カードの有効期限はカードに表示した年月の末日までとし、当社が審査により適当と認めた場合には、会員からの申出がない限り、当社所定の時期に有効期限を更新したカードを送付するものとします。

- (2) カードの有効期限内でのカード利用による支払については、有効期限経過後も本規約が適用となります。

第5条（年会費）

- (1) 会員は、当社に対し、所定の時期に所定の年会費を支払うものとします。なお、支払われた年会費は理由のいかんを問わず返還しないものとします。
- (2) 当社所定の時期に会員から当社所定の年会費の支払がない場合には、第4条(1)により更新するカードを発行しないものとします。また、カード利用の停止又は会員資格を取り消すものとします。

第6条（暗証番号）

- (1) カード使用者は、入会申込みの時に暗証番号（4けた）を電話番号、生年月日等の第三者に容易に推測される番号以外の数字を選択し、当社に届け出るものとします。ただし、届出がない場合又は当社が不適切と判断した場合には、当社所定の方法により暗証番号を登録することに会員はあらかじめ承諾するものとします。また、暗証番号の入力を求められた場合には、登録済みの暗証番号を入力し照合するものとします。
- (2) 暗証番号は、他人に知られないよう十分に注意するものとし、登録された暗証番号が使用されたことにより生じた損害については会員の負担となります。ただし、カードの管理及び登録された暗証番号の管理について会員に故意又は重大な過失がないと当社が認めた場合には、この限りではありません。
- (3) 会員は、当社所定の方法で申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、暗証番号の変更に伴いカードの再発行が必要となります。

第7条（利用可能枠）

- (1) 会員は、第24条(3)、(4)の場合を除き、会員の申出に基づき当社が決定した利用可能枠の範囲内でカードを利用できるものとします。
- (2) 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずに、利用可能枠を超えてカードを使用した場合には、利用可能枠を超えた金額について一括支払の請求をすることがあります。
- (3) 会員は、本条に定める利用可能枠を超えてカード利用をした場合にも、当然にその支払義務を負うものとします。
- (4) 当社は会員の利用状況に応じ、与信審査の上、会員に通知することなくショッピング利用可能枠を増枠できるものとします。
- (5) 当社は、会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用を断り、又は貴金属、金券類等の一部の商品についてカードの利用を制限する場合があります。このほか、当社は会員の利用状況及び信用状況等に応じて通知又は催告することなく、利用可能枠を減枠することができるものとします。

第8条（支払額の充当順序等）

- (1) 会員の返済した金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なしに当社が適当と認める順序及び方法によりいずれの債務に充当しても異議がないものとします。
- (2) 会員が振り込みなどにより支払いした金額が、支払うべき金額を超えている場合又は口座振替により支払いした金額と重複している場合については、任意の入金とみなし当社所定の方法により残債務に充当することに同意するものとします。ただし、会員から超過する支払額部分について返金の申出がある場合には、速やかに振込手数料を差し引いた金額を返金するものとします。

第9条（期限の利益喪失、全額支払義務）

- (1) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払うものとします。
 - ①支払期日に支払がなかったとき。
 - ②カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等をする行為又は商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為があったとき。
 - ③自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。
 - ④差押、仮差押若しくは仮処分申立て又は保全差押若しくは滞納処分を受けたとき。
 - ⑤破産手続開始、民事再生手続開始その他の裁判所に対する手続開始の申立てがあったとき。
- (2) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの通知又は請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
 - ①本条(1)①～③以外の本規約上の重大な違反となるとき。
 - ②第16条2項の規定により会員資格を取り消されたとき。
 - ③会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第10条（債権譲渡）

会員は、当社が必要と認めた場合には、本契約に基づく債権を債権回収会社等に譲渡すること及び債権管理に必要な情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

第11条（支払方法、約定支払日）

カードショッピングの利用代金その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務は、会員があらかじめ指定した金融機関の預金口座から口座振替の方法により、毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に支払うものとします。なお、当社の事務上の都合又は当社の特に必要とする事由により、約定以外の日又は約定以外の

支払方法とすることがあります。

第12条（利用代金明細の通知）

- (1) 当社は、第11条に規定する約定日に会員の利用代金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細及び利用残高が記載された書面を本会員の届出住所あてに送付するなどの方法により通知するものとします。
- (2) 支払額の内容が年会費のみの場合には、利用明細等を記載した書面の発送を省略することがあります。

第13条（費用負担）

- (1) 会員は、振込手数料、収納手数料（コンビニエンスストアでの支払の場合）その他のカード利用による支払に要する費用を負担するものとします。
- (2) 会員は、会員の都合により約定日に振替がなされなかったために、当社が金融機関に約定日以降の振替の依頼をした場合には、振替に要する費用を負担するものとします。

第14条（カードの紛失、盗難）

- (1) 会員は、カードの紛失、盗難、搾取等（以下「紛失、盗難」という）及び第3条(3)、(4)又は第6条(1)、(2)に違反して他人に使用された場合には、会員はそのカードの利用代金についてすべての支払の責を負うものとします。
- (2) 会員は、カードの紛失、盗難に遭った場合には、速やかに当社及び最寄りの警察署、交番にその旨を届けるとともに、所定の届出書を当社あてに提出するものとします。
- (3) (1)の定めにかかわらず、(2)の届出がなされたときは、当社が別に定める「ニッセンレンエスコート会員保障制度」に基づき、カードの不正利用により会員が被る損害をてん補するものとします。

第15条（カードの再発行）

- (1) カードの紛失、盗難、破損、汚損等により会員が再発行を希望し、当社が審査の上特に認めた場合にはカードを再発行するものとします。なお、カード再発行費用については、当社所定の額を会員が負担するものとします。
- (2) カード情報の管理又は保護等業務上必要と判断した場合には、当社は会員番号を変更してカードの再発行ができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第16条（脱会、カードの使用停止、会員資格の取消し又は喪失）

- (1) 会員が都合により脱会するときは、当社所定の方法により脱会できるものとします。この場合には、当社に対する残債務の全額を完済した時をもって脱会したものとします。なお、保険契約、インターネットプロバイダー契約、電話サービスの契約、公共料金契約等（以下「会員番号登録型継続契約」という）にあっては、その決済方法を遅滞なく変更するものとします。また、脱会後であっても変更手続を怠り発生した請求金額は直ちに支払うものとします。

- (2) 会員が次のいずれかに該当したときは、当社は会員に通知又は催告することなくカードの使用停止又は会員資格を取り消すことができるとし、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することができるものとします。
- ①入会の時に虚偽の申告をしたとき。
 - ②本規約のいずれかに違反したとき。
 - ③カードの利用代金等（第5条に定める年会費を含む）当社に対する債務の履行を怠ったとき。
 - ④指定信用情報機関の情報内容又は情報件数等を参考とし、会員の信用状況が著しく悪化又は今後悪化するおそれがあると当社が判断したとき。
 - ⑤会員が、現金化を目的として商品、サービスの購入などにカードショッピング枠を利用したとき。
 - ⑥当社に届出をせず住所を変更し、当社にとって所在不明となったとき。
 - ⑦当社の判断で更新カードを発行せず、カードの有効期限が経過したとき。
 - ⑧長期間にわたりカードの利用がなく、当社所定の基準による期間を経過したとき。
 - ⑨暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団構成員その他の反社会的勢力に該当することが判明したとき。
 - ⑩暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、取引に関する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、風説の流布若しくは偽計による当社の信用を毀損する行為、当社の業務を妨害する行為その他の反社会的行為があったとき。
 - ⑪①～⑩以外の事由により当社が会員として不適格と判断したとき。
 - ⑫会員が当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記①～⑩に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 本条(2)に該当し、当社又は加盟店がカードの返却を求めたときは、会員は直ちにカードを返却するものとします。
- (4) 当社は本人会員が第8条に該当したときは会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、会員は当社に対して直ちにカードの返却を行うものとします。なお、本人会員が会員資格を喪失した場合には、当然に家族会員も会員資格を喪失するものとします。また、本人会員は会員資格を喪失した後においても、当社が請求したときには、当社の指示する事項に応じる義務を負うものとします。
- (5) カード使用者は、法人会員が当社所定の方法により、カード使用者によるカード利用の中止を申し出た場合には、その申出の時をもって当然に本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失するものとします。

第17条（届出事項の変更）

- (1) 法人会員は、法人名、法人代表者、連帯保証人、所在地、電話番号、指定した金融機関預金口座ならびに、カード使用者の氏名、住所、電話番号、暗証番号等について変更があった場合には、遅滞なく当社所定の届出書、電話、インターネット等に

よる届出又は当社所定の方法により当社に通知するものとします。

- (2) 当社は、前項の届出がされていない場合でも、適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容について前項の届出があったものとして取り扱うことができるとします。なお、この場合には、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
- (3) 会員が住所又は氏名の変更通知を怠ったため、当社からの通知その他の送付書類が延着又は不到達となっても、当社が通常到着すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、住所又は氏名の変更通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではないものとします。
- (4) 当社が会員あてに発送した通知が、会員不在のため郵便局に留置されたときは留置期間満了の時に、また、受領を拒絶したときは受領拒絶の時に会員に到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情があるときはこの限りではないものとします。

第 18 条 (付帯サービス等)

- (1) 会員は、当社又は当社が提携する第三者（以下「サービス提供会社」という）が提供するサービス、特典（以下「付帯サービス」という）を当社又はサービス提供会社所定の方法により利用できるものとします。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用方法等については、当社が書面等の方法により通知又は公表するものとします。
- (2) 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合にはそれに従うものとし、付帯サービスが利用できないことがあることについてあらかじめ承諾するものとします。
- (3) 会員は、当社又はサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社又はサービス提供会社が付帯サービスとその内容について会員への予告又は通知なしに変更、中止することをあらかじめ承諾するものとします。
- (4) 会員は、カードの有効期限の経過、脱会、会員資格取消しなどにより会員資格を喪失した場合には、当然に付帯サービスの利用ができなくなることをあらかじめ承諾するものとします。

第 19 条 (会員規約の変更、承認)

本規約の変更については、当社から会員に当社所定の方法により変更内容を通知した後又は新会員規約を送付した後に、会員がカードを使用した場合又は異議の申立てがない場合には、会員は変更事項又は新会員規約を承認したものとみなします。

なお、会員規約とは別に規程又は特約がある場合には、当該規程又は特約が優先されるものとします。

第 20 条 (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令の適用)

会員は、日本国外でカードを利用する場合、現在又は将来適用される諸法令、諸規約

等により、許可書、証明書その他の書類を必要とするときは、当社の要求に応じ手続きするものとします。また、日本国外におけるカードの利用制限又は停止に応じるものとします。

第 21 条（国外利用代金の円換算）

会員は、日本国外におけるカードの利用について、所定の売上票又は伝票記載の外貨額を当社又は当該提携カード会社所定の方法で円貨に換算の上、国内におけるカード代金と同様の方法で支払うものとします。

第 22 条（準拠法及び合意管轄裁判所）

- (1) 会員と当社の諸規約に関する準拠法は、すべて日本法とすることに合意します。
- (2) 会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合には、訴訟額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地又は当社の本支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 23 条（協議事項）

本規約の条項を適用することについて疑義が生じたときは、当社と会員の間で誠意をもって協議するものとします。

<ショッピング条項>

第 24 条（カードショッピングの利用）

- (1) 会員は、本規約を承認の上、当社の加盟店並びに JCB 及び JCB の提携クレジットカード会社が契約する加盟店（以下これらを総称して「JCB 加盟店」という）でカードを提示し、所定の売上票等にご自身がカードと同一の署名をすることにより、「商品、権利の購入又は役務提供」（以下「カードショッピングの利用」という）を受けることができます。ただし、当社が特に認めた場合には、売上票への署名を省略し、加盟店に設置されている端末機への暗証番号入力等の方法とすることがあります。
- (2) 当社は、会員がカードショッピングの利用により購入した商品等の利用代金（現金価格から頭金を除いた額をいう）を会員に代わって加盟店に立替払するものとします。
- (3) 当社は、会員が本規約に違反しているとき又は他カードの利用について不相当と判断したときには、会員のカード利用を断ることがあります。
- (4) 当社は、会員が現金化を目的として商品、サービスの購入などにカードショッピングの利用可能枠を利用することを禁止します。また、一部商品等（貴金属、金券類）については、利用を制限又は断ることがあります。

第 25 条（カードショッピングの支払額、支払方法）

- (1) カードショッピングの利用代金の支払方法は、1 回払いのみとなります。
- (2) 会員はその利用代金を毎月末日を締切日とし、支払指定日に会員があらかじめ指定した方法により当社に支払うものとします。

第 26 条 (会員番号登録型継続契約にかかる支払方法)

- (1) 会員が会員番号登録型継続契約にカードを利用する場合には、会員は当社が会員のために当該契約会社及び契約団体（以下「契約先」という）に立替払することを了承し、第 25 条の支払方法により支払うものとします。
- (2) 会員は、カードでの継続的な支払を中止する場合には、その旨を直接当該契約先に申し出し、承諾を得るものとします。
- (3) 会員が前項の当該契約先からの承諾を得ずに、当社が当該契約先に立替払をしたときには、当社は会員にその利用代金を請求し、会員は当該代金を当社に支払うものとします。
- (4) カードの解約若しくは使用停止又はカードの利用代金等の当社に対する債務の履行を怠った場合には、当社は当該契約先に対する料金の支払を中止できるものとします。この場合において、当該契約が解約となっても、当社は責任を負わないものとします。なお、会員が当該契約先との契約の継続を希望する場合には、直接契約先との間で手続をするものとします。
- (5) 会員は、各契約加入申込みの条件、本規約の諸条件を遵守するものとします。

第 27 条 (所有権留保の特約)

- (1) 会員は、会員がカード利用により購入した商品等をその用途に従い使用することができますが、商品等の所有権は、当社が加盟店に立替払をしたことにより、加盟店から当社に移転し、当該商品等にかかる債務の完済までは当社に留保されることを認めるものとします。
- (2) 会員は、商品等の使用にあたって、次の事項を遵守するものとします。
 - ① 十分な注意をもって商品等を管理すること。
 - ② 質入、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。
 - ③ 商品等の所有権が、第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかに当社に連絡するとともに当社が商品等を所有していることを主張、証明するなどして侵害の排除に努めること。

第 28 条 (遅延損害金)

- (1) 会員がカードショッピングの利用代金の支払を遅滞したとき（本条(2)の場合を除く）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払額に対し年 14.6%を乗じた額の遅延損害金を日割計算（1 年を 365 日とし、うるう年は 1 年を 366 日とする）により支払うものとします。
- (2) 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで支払額の残額に対して商事法定利率 6.0%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第 29 条 (商品等の引取り、評価及び充当)

- (1) 会員が第 9 条により期限の利益を失ったときは、当社は留保した所有権に基づき

商品等を引取ることができるものとします。

- (2) 会員は、当社が本条(1)により商品等を引取ったときは、会員と当社が協議の上決定した相当価格をもって本規約に基づく債務の残額の支払に充当することにあらかじめ同意するものとします。なお、不足額が生じたときには、会員は直ちに清算するものとします。

第30条（見本、カタログ等に関する売買契約の解除）

会員は、見本、カタログ等により申込みをした場合において、引き渡された商品、権利又は役務が見本、カタログ等と相違している場合には、加盟店に商品、権利の交換若しくは役務の再提供を申し出るか、又は売買契約若しくは役務提供契約を解除することができるものとします。なお、売買契約等を解除する場合には、速やかに当社にその旨を通知するものとします。

第31条（公租公課の負担）

- (1) 会員は、カード利用にかかる商品等の取得、保管、使用、提供を受ける役務その他本契約の締結及び履行等にかかる一切の公租公課を負担するものとします。
- (2) 第29条に基づき、当社が商品等を引取ったことにより、当社から支払を受ける消費税がある場合には、その消費税相当額を当社が会員の債務への返済として任意に充当することにあらかじめ同意するものとします。

<ニッセンレンエスコート会員保障制度>

第1条（損害のてん補）

株式会社ニッセンレンエスコート（以下「当社」という）は、この規約に従い、当社が会員に発行するクレジットカード（以下「カード」という）が紛失、盗難その他の事由（以下「紛失、盗難」という）により保障期間中に他人に不正使用された場合には、これによって会員が被る損害をてん補するものとします。

第2条（保障期間）

本制度の保障期間は入会日初日の午前0時から1年間とし、以降の加入については、当社が認めない場合を除き毎年自動的に継続されます。

第3条（紛失、盗難届出と損害てん補期間）

- (1) カードが紛失、盗難に遭ったことを知ったときは、会員は速やかに当社及び最寄りの警察署、交番にその旨を届けるとともに、所定の届出書を当社あてに提出するものとします。
- (2) 第1条により当社がてん補する損害は、前項の紛失、盗難の届出書を当社が受理した日の60日前以降に行われた不正使用による損害とします。

第4条（てん補されない損害）

次のいずれかに該当する場合には、当社はてん補の責を負わず、その損害の全部を会員が負担するものとします。

- ①会員の故意又は重大な過失によって生じた場合

- ②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者がカードを持ち出して紛失、盗難に遭った場合又は使用した場合
- ③当社の会員規約に違反している状況において、紛失、盗難が生じた場合
- ④戦争、地震その他著しい社会秩序の混乱の際に、紛失、盗難が生じた場合
- ⑤前条の届出書を当社が受理した日の 61 日以前に生じた損害の場合
- ⑥紛失、盗難届の内容が虚偽である場合
- ⑦会員が当社の請求する書類を提出しない場合、当社などが行う被害状況の調査に協力しない場合その他の損害防止軽減のための努力をしなかった場合
- ⑧①～⑦以外の理由により会員が当社の指示、要請に従わなかった場合
- ⑨カード署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合
- ⑩カード利用の際、登録された暗証番号が使用された場合（ただし、カードの管理及び登録された暗証番号の管理について会員の故意又は重大な過失がないと当社が認めた場合には、この限りではありません。）

第 5 条（損害てん補手続、調査）

- (1) 会員が損害のてん補を請求するときは、損害の発生を知った時から 30 日以内に、被害状況を記入した損害報告書類、最寄りの警察署の盗難届出証明又は被害届出証明等当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出するものとします。
- (2) 当社又は当社の委託を受けた者が被害状況の調査を行う場合には、会員はこの調査に協力するものとします。
- (3) 当社が必要な調査を終え、前条に該当しないと認められた場合には、遅滞なく損害をてん補するものとします。

《個人情報、本人確認に関する同意条項》

第 1 条（個人情報の取得、利用、保有、預託及び提供）

- (1) 個人情報の取得、利用及び保有

入会申込者及び会員、その配偶者（家族会員を含み、以下「会員等」という）は、株式会社ニッセンレンエスコート（以下「当社」という）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下「個人情報」という）を当社が必要な保護措置を講じた上で取得、利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。ただし、配偶者情報については、キャッシングサービスが設定された場合のみとし、貸金業法の定める範囲に限ります。

- ①所定の申込書等に記載した会員等の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、eメールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況等の本人特定情報その他の会員が申告した事項及び変更事項
- ②本申込みに関する申込日、契約の種類、契約日、有効期限、利用可能枠、支払方法、支払口座等の契約情報等
- ③支払開始後の取引事実に関する利用残高、月々の返済状況、年間請求予定額、入

金日、入金予定日、完済日、延滞、強制解約、債権譲渡等の取引情報等

- ④会員等の支払能力を調査又は支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況等
- ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）に基づき本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証、住民票写し、外国人登録原票の記載事項証明書等）の提出を求め（当社が取得した住民票の写し等を含む）、確認し記録した記号番号等の記載事項等
- ⑥会員等の婚姻関係にかかる情報
- ⑦インターネット、官報、電話帳等一般に公開されている情報等

(2) 個人情報の預託

会員等は、当社が、当社と個人情報の預託に関する契約を締結した企業に対し、個人情報の情報処理又は与信等を業務委託（当該委託先が再委託する場合も含む）する場合には、当社が必要かつ適切な個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により取得した個人情報を預託することに同意します。

(3) 個人情報の与信関連業務以外での利用及び提供

- ①会員等(除く、配偶者)は、次の目的のために第 1 条の個人情報を利用、提供することに同意します。
 - 1) 当社所定の事業（クレジットカード、提携カード、債権買取り、消費者金融、旅行斡旋（あっせん）、各種保険代理店、各種利用券販売。以下同じ）におけるサービス提供、宣伝物、印刷物の送付等による営業案内及び関連するアフターサービス
 - 2) 当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物、印刷物の送付等による営業案内
 - 3) 当社所定の事業における市場調査、商品開発
- ②会員等(除く、配偶者)は、当社所定の事業によるサービスの提供を受けるために、当社が業務委託する提携先に個人情報の保護措置を講じた上で(1)①②の個人情報のうち、必要な範囲で個人情報を提供し提携先が利用することに同意します。
- ③会員等の同意が得られない場合は、契約の締結又は希望されるサービス提供等に応じられない場合があります。
- ④会員等は当社が本契約に基づく与信、管理その他の業務の全部又は一部を当社の委託先企業に委託する場合は、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により取得した個人情報のうち、業務遂行に必要な範囲で委託先企業に提供することに同意します。
 - 1) [名 称]ニッテレ債権回収株式会社
 - [所在地]〒108-0023 東京都港区芝浦 3-16-20

芝浦前川ビル 4・6F

[電話番号]03-3769-4611

2) [名 称] ジェーピーエヌ債権回収株式会社

[所 在 地] 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 2-60-3

グレイスロータリービル 5F

[電話番号]03-5992-1119

⑤ 個人情報の公的機関等への提供

会員等は当社が各種法令の規定により提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のため、必要がある場合に限り、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第2条 (指定信用情報機関への利用、登録)

(1) 会員等（除く、家族会員）は、当社が加盟する割賦販売法及び貸金業法の指定を受けた信用情報機関（以下「指定信用情報機関」という）及び当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、会員等（除く、家族会員）の個人情報が登録されている場合には、会員等の支払能力及び返済能力調査の目的に限りそれを利用することに同意します。

(2) 会員等（除く、家族会員）は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が指定信用情報機関に下表に定める期間登録され、指定信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、会員等（除く、家族会員）の支払能力及び返済能力に関する調査目的のために利用することに同意します。

登録情報	登録の期間
① 本規約にかかる申込みをした事実	当社が指定信用情報機関に照会した日から6か月間
② 本規約にかかる契約内容、客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③ 債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

(3) 当社が加盟する指定信用情報機関及びその提携信用情報機関は次のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟して登録、利用する場合には、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

当社が加盟する指定信用情報機関	指定信用情報機関提携先
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	●株式会社日本信用情報機構(JICC) ●全国銀行個人信用情報センター

(4) 本条(3)に記載する指定信用情報機関及びその提携信用情報機関の概要

・株式会社 シー・アイ・シー (CIC)

[主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関]

住 所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7

新宿ファーストウエスト 15 階

電話番号：フリーダイヤル 0120-810-414

U R L: <http://www.cic.co.jp>

- ・株式会社日本信用情報機構(JICC)

住 所：〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1

神田進興ビル

電話番号：フリーダイヤル 0120-441-481

U R L: <http://www.jicc.co.jp/>

- ・全国銀行個人信用情報センター

[主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関]

住 所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

電話番号：03-3214-5020

U R L: <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※上記の各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

- (5) 本条(3)に記載されている指定信用情報機関である株式会社シー・アイ・シー(CIC)へ登録する情報は次のとおりです。

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報及び契約者に配偶者がある場合の当該婚姻関係に関する情報、等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等。

第3条(個人情報の開示、訂正又は削除)

- (1) 会員等は、当社及び第1条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携先並びに第2条で記載する指定信用情報機関に、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、当社及び各提携先等並びに各機関が所定の方法により登録(登録とは電子計算機、ファイリングにより検索可能な状態にあるものとして)されている自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- ①当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、第7条記載の窓口にご連絡してください。
 - ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の指定信用情報機関にご連絡してください。
- (2) 当社は本人へ開示を行うことが、以下のいずれかに該当する場合には、当社が保有する個人情報の全部又は一部を開示しないことができるものとします。
- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③法令等に違反することとなる場合

- (3) 万一、当社の保有する会員等の個人情報の登録内容が、事実と相違していることが判明した場合には、当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第4条（開示費用の負担）

会員等は、当社に対し自己に関する個人情報の開示を申請した場合、開示費用として下記手数料を支払うものとします。

- ・当社への来社による情報開示 500円（税込）
- ・郵送による情報開示 900円（税込）

第5条（本同意条項に不同意の場合）

会員等が記載事項（契約書面で会員等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、カード発行、会員継続をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第1条(3)①に同意しない場合でも、これを理由にカード取引の継続をお断りすることはありません。

第6条（利用、提供中止の申出）

第1条(3)①による同意を得た範囲内で当社が会員等（除く、配偶者）の個人情報を利用、提供している場合でも、中止の申出があった場合は、それ以降の利用、提供を中止する措置をとります。ただし、請求書等、業務上必要な書類に同封される宣伝物又は印刷物についてはこの限りではありません。

第7条（個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口）

当社は、個人情報保護法の理念を尊重し、個人情報保護管理者（担当役員）の下、適切な個人情報の取扱いに努めています。

個人情報の開示、訂正又は削除、宣伝印刷物の送付、営業案内の中止の申出等、個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、苦情、相談等は、次の窓口までご連絡ください。

〒060-8508 札幌市中央区南2条西2丁目13番地
株式会社ニッセンレンエスコート お客様相談室
電話：011-219-2569

第8条（カード発行をお断りした場合）

カード発行をお断りした場合でも本申込みをした事実は、第1条及び第2条(2)①に基づき、お断りした理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条（本人確認に関する同意）

会員等は、犯罪収益移転防止法に関し以下の内容について同意します。

- ①犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類を提出すること。
- ②当社において住民票の写しを取得する場合があること。
- ③当社に提出した本人確認書類は返却されないこと。

第10条（条項の変更）

本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。また、本同意条項の変更については、当社から会員に変更内容を通知した後又は新同意条項送付後に、カードを使用した場合又は異議の申立てがない場合には、変更事項又は新同意条項を承認したものとします。



ニッセンレンエスコートは
プライバシーマーク認定事業者です